

2021年7月6日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2021年1月から2021年6月までの間に支払審査委員会を3回開催し、計6件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は4件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

| 保険の種類  | 事案の概要  |
|--------|--|
| 車両保険   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、夜間に山道を知人ら3台で競い合って走行中に、速度超過でカーブを曲がりきれずに道路から逸脱して崖下に転落した事故により車両が損傷しました。</li><li>● 法的速度を超える速度で走行していたことを自認しており、事故発生場所の状況から速度超過による事故発生は容易に予見できたにも関わらず、競争のために走行したことは重過失にあたり、<u>車両保険のお支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul> |
| 人身傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、車両を停車する際にポールと衝突した事故により下肢を負傷しました。</li><li>● 初診日は事故発生から約40日間経過後であり、診察時に事故による受傷の申告もなく、事故による受傷の事実および因果関係の確認ができないことから人身傷害保険の対象となる事故ではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul>  |
| 人身傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、住宅街の路上で低速で駐車車両の接触した事故の後に死亡が確認されました。</li><li>● 事故発生時の状況、救急病院の診断などより疾病による内因的要因による死亡であることが確認されたことから、人身傷害保険の対象となる事故ではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul>   |
| 人身傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、港の岸壁の柵などに衝突後に降車し車両周囲を確認中に海に転落した事故により負傷しました。</li><li>● 岸壁からの転落について運行起因性が認められないことから人身傷害保険の対象となる事故ではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul>   |